明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第四条第六項第九号	規定する	規定する一般被保険者に係る
第四条第七項	規定する高額療養費	規定する一般被保険者に係る高額療養費
第四条第七項第三号及び第四号	被保険者	一般被保険者
第五条第一項第一号	平均被保険者数	平均一般被保険者数
	おける被保険者	おける一般被保険者
第五条第一項第二号イ	平均被保険者数	平均一般被保険者数
第五条第一項第二号ロ	被保険者	一般被保険者
第五条第二項及び第三項	額の合計額	額の合計額から、当該合計額に当該世帯に属する退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等を当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等で除して得た率（小数点以下第四位未満は四捨五入するものとする。）を乗じて得た額を控除した額
第六条第一号イ	被保険者	一般被保険者
	市町村調整対象需要額	市町村調整対象需要額から、当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における介護納付金賦課被保険者のうち退職被保険者等の数の合計数を介護納付金賦課被保険者の数の合計数で除した数に次条第一項第三号イに掲げる額を乗じて得た額を控除した額
第六条第一号ロ(1)	被保険者に	一般被保険者に
	おける被保険者	おける一般被保険者
	被保険者（	一般被保険者（
	特例対象者	一般特例対象者
	介護納付金賦課被保険者の	介護納付金賦課被保険者（一般被保険者に限る。）の
	第七十二条の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項
第六条第一号ロ(2)	被保険者に	一般被保険者に
	おける被保険者	おける一般被保険者
	特例対象者	一般特例対象者

		納付金賦課被保険者のうち退職被保険者等の数の合計数を介護納付金賦課被保険者の数の合計数で除した数に、第四条第一項第三号に掲げる額を乗じて得た額を控除した額
第六条第二号	被保険者に	一般被保険者に
	における被保険者	における一般被保険者
	被保険者（	一般被保険者（
	特例対象者	一般特例対象者
	介護納付金賦課被保険者の	介護納付金賦課被保険者（一般被保険者に限る。）の
第六条第三号	被保険者	一般被保険者
	当該被保険者	当該一般被保険者
第六条第四号	被保険者に係る額	一般被保険者及び退職被保険者等に係る額
	被保険者に係る一部負担金	一般被保険者に係る一部負担金
第七条第一項	保険料収納割合	一般被保険者に係る保険料収納割合
	保険料に	一般被保険者に係る保険料に
	被保険者	一般被保険者
第七条第二項	保険料に	一般被保険者に係る保険料に